

大田・生活者ネットワーク



第18回

総会議案書

日時：2008年3月9日（日）

13：30～15：30

場所：大田文化の森 第三集会室

はじめに

モーツァルトはいつ聴いてもいい。

父がいつだったか申しておりました。ベートーベンも大好きなんだけど、自分の気分によっては強すぎると感じることもある、でも、モーツァルトはいつでもスーツと入ってくるんだそうです。

考えると、これって、いろいろなことにあてはまるのかもしれないと思います。強烈にいいと思っても、いつでも受け入れることができないものってありませんか？逆に、いつでも優しく穏やかに受け入れてくれるものがあります。

わたしたちもモーツァルトになれたらいいですね。政治団体ってとっても硬い響きがあります。強くなければいけない存在なのかもしれません。でも、一人ひとりの思いをぎゅっと、なのにやわらかくつないでいけたら、本当の生活者（最近、妙に市民権を得て、つまらない単語になってきちゃいましたね）の味方になれるような気がします。

さて、現状を考えると、とっても難しい時期にきました。じわじわと、でも確実にとんでもない事態に陥りつつあります。

さて、これから先、どうしますか？どうしたいですか？そのために何をしますか？全てをみんなで考えましょう。自分たちがどうしたいかで、今後が変わってきます。いくら伝達手段が発達しても、顔を合わせて言いたいことを言い合わないダメだと思いません。

さあ、年に一度の総会です。議論ぎろんギロンしましょう。

古賀 美穂

議事次第

1.開会

2.あいさつ

3.資格審査

4.議長選出、書記任命

5.議事審議

第 1 号議案 2007 年度活動報告

第 2 号議案 2007 年度決算報告

第 3 号議案 2008 年度活動方針 (案)

第 4 号議案 2008 年度予算 (案)

第 5 号議案 役員解任、新役員選出

6.議長団解任

7.閉会

第1号議案 2007年度活動報告

2007年度前半は統一地方選への取組みで幕を明けました。3期を終える代理人のローテーション問題という組織にとって初めての経験が大きな課題でした。新人へのバトンタッチを含め、2名の代理人擁立を目指しましたが、結局、1名の擁立にとどまり、代理人1名(奈須利江)の2期目の当選を果たしました。

前年度からの課題である運営に携わる人員不足の改善はできず、全般を通して最低限の活動となりました。役員会は適宜開催し、検討事項の整理を行いました。東京・生活者ネットワーク開催のエリア会議・事務局長会議、生活クラブ運動グループ・大田地域協議会などの関係団体との連絡会議への出席は可能な範囲で行いました。

部会長および地域リーダーの選出に至らず運営委員会が召集できなかった為、年間活動計画についての進捗状況の確認、計画の見直しなどが十分にできませんでした。

会員からの自発的な呼びかけで「なんでも部会」が設置されたことは大きな成果でした。

今後、ネットワーク運動を進めていく上で、参加型のしくみづくりが不可欠です。課題解決に向けた会員総出での議論が急務です。

まちづくり

- 1) 5月12・13日 生活クラブ展示会 「区政相談会」
- 2) 7月22日 生活クラブ運動グループとの合同調査(呑川の水質調査)
- 3) 8月17日 23区プラ連絡会/プラリサイクル施設見学
- 4) 8月23日 生活クラブ運動グループとの水質調査の結果発表会
- 5) 10月27・28日 生活クラブ展示会 「マイバッグアンケート」
- 6) 11月23日 都政フォーラム「2000年度介護保険制度スタート、2005年改定。公的制度の限界が見えていないだろうか！」開催

パネリスト：NPO法人ビオラたすけあいワーカーズACT大田 代表 河瀬晴美さん

(株)フジヤマサービス 代表取締役 三縄浩司さん

東京・生活者ネットワーク 都議会議員 山口文江さん 他

- 6) その他、市民団体との呑み川浄化などに関する活動、スーパー建設に伴う地域の環境保全のためのまちづくり活動、レジ袋の利用についての街頭アンケート調査、「ひとこと提案」活動等のまちづくり活動

議会

- 1) 生活者ネットワークの政策に基づき、また部会や市民活動団体、運動グループ、地域ネット、東京・生活者ネットワークと連携し、学習会やヒアリング、調査を行い議会質問に結びつけるよう努力しました。
- 2) 大森南にアスベスト環境被害者がでたことを契機に超党派議員での学習会を開催しました。

- 3) 基本構想審議会委員として、市民自治・議会改革・地方分権の立場から発言しました。
- 4) 傍聴者など議会活動を監視する会員の活動を十分に引き出すことができませんでした。
- 5) 政策判断を会員に仰ぐ体制が乏しく、代理人任せとなりました。

見近な問題から関心を深める機会を増やし、人材を育てる体制が必要です。

議会質問

- 1) 廃プラスチック焼却スタートに際し、リサイクル導入について質問
- 2) 大森北一丁目の公共用地の活用について、商業施設化してしまうことについて反対の立場から質問
- 3) 糀谷駅前再開発について都市計画決定に対し、都市計画審議会において、分権・地域のまちづくりの視点から反対の意見表明

広報

- 1) 2007年度第三回定例会についての区議会だよりを発行
- 2) 広報紙の配布はパルメイトの協力により、費用削減を図りました。
- 3) 会員向け「ネットワークたより」は月1回の発行をめざしましたが、発行が滞りました。
- 4) 大田・生活者ネットワークのホームページの更新が定期的にできませんでした。

組織

- 1) 会員：34名
- 2) 賛助会員：7名

代理人

生活者ネットワークの市民自治を広げる活動を通して、市民グループ、運動グループ、地域ネット、東京・生活者ネットワークなどさまざまな立場の人と連携し、市民の声を議会に届けるよう努力しました。

「みのつき会」やミニフォーラム、集会開催が滞りがちでした。駅頭、支持拡大活動など組み立てられず行うことができませんでした。

部会活動

環境部会は、5月に区長と懇談し、プラ焼却ストップおよびリサイクル要望を申し入れました。また、レジ袋の利用についての街頭アンケート調査を、スーパーマーケットの協力を得て実施しました。

(スーパーキタムラ、ジャスコ御嶽山店)

なんでも部会は、会員のよびかけにより8月に立ち上がりました。部会開催の日時はメールやFAXで全会員に知らせ、誰もが参加できるようにしました。全4回に延べ32名の会員が出席し、気になる話題などを提供しあい、次年度の活動について検討しました。

他の部会については、メンバーが集まらず立ち上がりませんでした。

第2号議案 2007年度決算報告

●収入の部

項目	予算額	決算	摘要
繰越金	5,987,757	5,987,757	
会費	300,000	199,000	会員33名賛助7名サポーター3名
個人よりの寄付	500,000	542,296	
団体よりの寄付	5,260,000	5,159,295	はじめの一步、パルの会
事業収入	30,000	264,500	
利息、他	0	3,677	
借入金	0	0	
その他の収入	20,000	0	
合計	12,097,757	12,156,525	

●支出の部

項目	予算額	決算	摘要
1 経常経費	3,710,000	2,974,879	
①人件費	1,440,000	568,000	役員
②光熱水費	120,000	97,528	
③備品消耗品費	150,000	223,548	文具、写真現像代、中古掃除機
④事務所費	2,000,000	2,085,803	家賃、電話、送料、コピーレンタル
2 政治活動費	5,700,000	6,796,245	
①組織活動費	920,000	671,930	
ア)大会費	10,000	35,400	会館使用料
イ)対策費	800,000	535,030	役員交通費、通信費
ウ)交際費	10,000	0	
エ)渉外費	100,000	101,500	各団体年会費、協賛金
②選挙関係費	3,000,000	2,430,367	区議選寄付金
③機関紙その他の事業費	1,580,000	3,538,511	
ア)機関紙発行事業費	1,500,000	2,836,722	事務作業費、発送費、印刷費
イ)宣伝事業費	50,000	582,487	集会ポスター作成
ウ)その他の事業費	30,000	119,302	劇団出演料、バザー用仕入れ代
④調査研究費	150,000	92,437	書籍、生活通信購読
⑤寄付・交付金	50,000	63,000	東京・生活者ネット、民主党
⑥その他の経費	0	0	
合計	9,410,000	9,771,124	
次年度活動準備金 (含む積立金)	2,687,757	2,385,401	
総合計	12,097,757	12,156,525	

上記の通り報告します

報告日

財政:

柳本悦子 (柳本)

上記の通り推定ありません

2008年2月26日

4

監査 佐藤 梢 (佐藤)

第3号議案 2008年度活動方針（案）

「政治を生活の道具にする」ために、市民の政治グループとしての活動を点検し、調査・研究・政策づくりに努めます。

1. まちづくり

多くの人たちに政治への市民参加の必要性を訴えるとともに、市民自らが政治とのつながりを実感し行動していけるよう、調査研究、政策づくりの機会を提供し、市民参加のまちづくりを進めます。

2. 区議会

大田・生活者ネットワークの政策を実現するために、積極的に区議会を活用します。議会改革の視点で区政に働きかけます。

- 1) 区政に関心を持てる人を増やし、開かれた議会を作るための活動をします。
- 2) 「大田・生活者ネットワーク 大田まちづくり政策」の実現化に向け、議会にはたらきかけます。

3. 広報

大田・生活者ネットワークの運動と活動を、広く知らせます。

- 1) わかりやすい広報物の発行に努めます。
- 2) 種々の広報物を年間スケジュールに基づき発行します。区議会だよりとともに、生活者ネットワーク通信を年に1回発行します。
- 3) 大田・生活者ネットワークと代理人のホームページから生活者ネットワークに関する情報を発信します。
- 4) メーリングリストとメールマガジンなどを活用し情報を共有します。
- 5) 「生活者通信」購読者拡大をします。
- 6) 限られた予算の中で広報紙の有効な配布ができるよう工夫します。

4. 組織

自治する市民を増やす生活者ネットワークの運動を広げるため、多様な機会を提供できる体制をつくります。会員一人ひとりが会の目的を確認し、主体的な運営者となることをめざします。

- 1) 会員、賛助会員の拡大。(会員 40名 賛助会員 10名)
- 2) サポーターの拡大。大田・生活者ネットワークサポーター加入のための活動を行います。郵便振替によるカンパのお願いやサポーター加入を機関紙読者に呼びかけます。
- 3) 会員の情報交換、地域での問題の検討の場として「全体会」「PALたいむ」「みのつき会」を開催します。
- 4) 区民との意見交換を行い、政策づくりに活かすために「代理人と暮らしを語ろう」「タウンミーティング」を開催します。
- 5) 調査活動に基づいた予算提案、ひとこと提案活動を行います。
- 6) 「大田・生活者ネットワーク通信」配布メイトを拡大するなど、さまざまなかたちで大田・生活者ネットワークの活動に関わる人を広げます。
- 7) 生活者ネットワークを知らせる活動を行います。
街頭・駅頭活動を定期的に行います。
一斉支持拡大活動を行います。

5. 代理人

大田・生活者ネットワークの活動を通して、市民自治を広げ、「区民と区との協働」を推し進める活動をしていきます。

情報公開を進め、区民参画のしくみを広げます。

大田・生活者ネットワークの政策を広め、主体的にまちづくりにかかわる市民を増やします。

行政と区民、議会と区民をつなげるコーディネータとしての役割を充実させます。

第4号議案 2008年度予算(案)

● 収入の部

項目	予算額	摘要
繰越金	2,385,401	
会費	300,000	会員35名賛助10名サポーター30名
個人より寄付	300,000	
団体より寄付	3,950,000	はじめの一步
事業収入	30,000	
利息金	0	
借入金	0	
その他収入	10,000	
合計	6,975,401	

● 支出の部

項目	予算額	摘要
1. 経常経費	3,050,000	
① 人件費	800,000	事務局・役員・運営委員
② 水光熱費	100,000	
③ 備品消耗品費	150,000	文具
④ 事務所費	2,000,000	家賃・送料・コピー機・印刷機
2. 政治活動費	2,380,000	
① 組織活動費	620,000	
ア) 大会費	10,000	
イ) 対策費	500,000	役員・運営委員等の交通費・通信費・会場費
ウ) 交際費	10,000	
エ) 渉外費	100,000	各団体会費・協賛金
② 機関紙 其他事業費	1,600,000	
ア) 機関紙発行費	1,500,000	事務作業・発送費・印刷費
イ) 宣伝事業費	50,000	
ウ) その他の事業費	50,000	
③ 調査研究費	100,000	部会・講師料・生活通信購読
④ 寄付・交付金	50,000	東京生活者ネット
⑤ その他費用	10,000	
合計	5,430,000	
次年度活動準備金	1,545,401	
総合計	6,975,401	

第5号議案 役員解任、新役員選出

大田・生活者ネットワーク 規約

(名称および事務所)

第1条 この組織は大田・生活者ネットワークと称し、事務所を大田区内に置く。

(目的および活動)

第2条 大田・生活者ネットワークは、大田区において市民の自治を基本とする新しい地域政治の開拓を通して、協同を原則とする民主主義を創造することを目的とし、次の活動を行なう。

- ① 大田区内における諸議題について政策を立案し、その解決の実現を目指す運動および事業を推進する。
- ② 大田区内における公職の候補者を選任または推薦する。
- ③ 会員に関する事務を行なう。

(会員・賛助会員)

第3条 「よびかけ」に賛同し規約を守るもので、大田区内で在住または就労している18歳以上の個人は会員になることができる。ただし、運営委員会の承認を得たものはこの限りではない。賛助会員は大田区に在住または就労しないものも含まれる。

(入会の手続き)

第4条 大田・生活者ネットワークを入会しようとする個人は、会員2人の紹介により入会申込書に必要事項に記入し、申し込むものとする。

(脱退の手続)

第5条 大田・生活者ネットワークを脱退しようとする会員は、大田・生活者ネットワークに脱退届を提出することにより脱退できる。この場合、前納された会費は返却されない。

(会員の権利)

第6条 会員は次の権利を持つ。ただし、賛助会員は①②の権利を有しない。

- ① 総会に出席し、議決する権利
- ② 大田・生活者ネットワークのすべての機関に対して、提案および意見を提出する権利
- ③ 会計帳簿を閲覧する権利

(会員の義務)

第7条 会員は次の義務を負う。ただし、賛助会員は①の義務のみ負う。

- ① 会費を収め、大田・生活者ネットワークの活動の目的および規約を守る義務
- ② 組織の会議に出席し、大田・生活者ネットワークの活動を担う義務

(総会)

第8条

- ① 総会は大田・生活者ネットワークの最高議決期間である。
- ② 総会は会員の過半数の出席によって成立し、その議決は出席者の過半数によって議決される。
- ③ 総会は運営委員会の議を経て代表が招集する。
- ④ 代表は、総会を少なくとも年1回開催しなければならない。
- ⑤ 代表は、会員の5分の1以上による開催要求がある場合は、総会を開かなければならない。
- ⑥ 総会は次の事項を決定する。
 - イ. 各年度の活動報告および活動方針
 - ロ. 予算・決算および会費の額
 - ハ. 役員を選任
 - ニ. その他重要な事項

(役員)

第9条 大田・生活者ネットワークは次の役員をおく。

- | | | | | | |
|-----|----|--------|----|-------|----|
| ①代表 | 1名 | ②副代表 | 2名 | ③事務局長 | 1名 |
| ④財政 | 1名 | ⑤書記・広報 | 1名 | ⑥監査 | 1名 |

(運営委員および運営委員会)

第10条 運営委員は役員・代理人・部会長・地域リーグの代表で構成し、総会の決定事項を執行する。また、日常業務および緊急事項を処理する。

(会費)

第11条 会費は年会費6,000円とする(月500円)。

(財政)

第12条 大田・生活者ネットワークの財政は、会費・寄付金・事業収入をもってこれにあたる。

(事業年度)

第13条 大田・生活者ネットワークの事業年度は、毎年1月1日より12月31日とする。

(付則)

第1条 この規約は1991年7月8日より施行した。

第2条 1992年2月8日に賛助会員導入による一部改正をし、同日より施行した。

第3条 1993年2月6日に監査1名を役員にする一部改正をし、同日より施行した。

第4条 1996年2月24日に運営委員地域代表メンバーを地域リーグの代表に一部改正し、同日より施行した。

第5条 1997年1月25日に賛助会員を大田区在住でも可能にする改正をし、同日より施行した。